

綾川町耐震改修促進計画
(第四次計画)

令和8年3月

綾 川 町

目次

第1章 基本的事項

- 1 計画策定の背景・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 2 策定の目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- 3 策定の位置付け・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- 4 用語の定義・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- 5 町四第次計画とSDGs・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
- 6 計画の期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
- 7 想定される地震の規模、想定される被害の状況・・・・・・・・・・ 3

第2章 住宅・建築物の耐震化の現状と目標

- 1 住宅の耐震化の現状・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9
- 2 建築物の耐震化の現状・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10
- 3 耐震化を図るべき建築物及び目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 12

第3章 建築物の耐震診断および耐震改修の促進を図るための施策に関する事項

- 1 役割分担・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 13
- 2 耐震診断・耐震改修の促進に係る基本的な取組み方針・・・・・・・・ 16
- 3 耐震診断および耐震改修の啓発ならびに知識の普及・・・・・・・・ 17
- 4 地震時の建築物の安全対策に関する事項・・・・・・・・・・ 18

第4章 耐震診断・耐震改修の促進を図るための支援策

- 1 助成制度・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 19
- 2 税制度・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 19

第5章 公共施設の耐震化に関する事項

- 1 耐震化を図る建築物・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 20
- 2 耐震化に努める建築物・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 20

第1章 基本的事項

1 計画策定の背景

平成7年1月に発生した阪神・淡路大震災の教訓を踏まえて、同年に「建築物の耐震改修の促進に関する法律（以下「耐震改修促進法」という。）」が制定された。

また、平成17年3月の国の中央防災会議や同年6月の地震防災推進協議会において、死傷者および経済被害額を減少させる観点から、住宅および特定建築物の耐震化率を平成27年度までに90%に引き上げるという目標が掲げられ、これにあわせて同年11月に耐震改修促進法が改正された。

耐震改修促進法の改正に伴い、建築物の耐震化を図るため、国は「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針」（平成18年1月25日付け国土交通省告示第184号。以下「国の基本方針」という。）を定め、都道府県は国の基本方針に基づき耐震改修促進計画を定めるものとされ、市町村は耐震改修促進計画の策定に努めることとされた。

本町は、平成23年度から「香川県建築物耐震化推進プラン（香川県耐震改修促進計画）」（以下「県第一次計画」という。）を踏まえて、また「綾川町地域防災計画」に沿って平成27年度までの綾川町耐震改修促進計画（以下「町第一次計画」という。）を策定し、また、平成28年3月の国の基本方針の改正により、令和2年度末までの住宅及び多数の者が利用する建築物の耐震化率の目標を95%に定められたことを踏まえ、「香川県耐震改修促進計画（第二次計画）」（以下「県第二次計画」という。）が策定され、本町は「綾川町耐震改修促進計画（第二次計画）」（以下「町第二次計画」という。）を策定し、住宅・建築物の耐震化に向けた施策に取り組んできた。

さらには、令和4年3月に「綾川町耐震改修促進計画（第三次計画）」（以下「町第三次計画」という。）を策定し、住宅・建築物の耐震化に向けた施策に取り組んできた。

このような中、平成23年3月に発生した東日本大震災は、一度の災害としては、戦後最大の人命が失われるなど、これまでの想定をはるかに超える巨大な地震・津波により、甚大な被害をもたらした。

平成28年4月に発生した熊本地震では、震度7を観測した揺れが連続で発生し、住宅や建築物に大きな被害を受けている。その後も、平成28年10月の鳥取県中部地震、平成30年6月の大阪府北部地震、平成30年9月の北海道胆振東部地震など大規模地震が発生し、旧耐震基準により建築された住宅やブロック塀の耐震対策の必要性が再認識された。

その後も、令和6年1月に発生した能登半島地震では、震度7の揺れが発生し、住家の全半壊の被害は約3万棟にのぼった。その一方で、国の審議会※1によると、耐震改修を行った建築物については、倒壊・崩壊の被害は確認されなかった。これまで進めてきた耐震対策の有効性が確認されたところである。

加えて、政府の地震調査研究推進本部による長期評価では、今後30年間の南海トラフを震源とする大規模な地震の発生確率が、「60%～90%程度以上」（令和8年1月1日時点）とされており、この地震が発生すると、本町でも甚大な被害が発生すると想定され、住宅・建築物の耐震化を加速するための施策の強化は喫緊の課題となっている。

今般、第三次計画が令和8年3月をもって計画期間が終了することにより、第三次計画における取組みの成果や課題等を検証し、「香川県耐震改修促進計画（第四次計画）」（以下「県第四次計画」という。）が策定されたことを受け、綾川町地域防災計画との整合を図り、後継計画として「綾川町耐震改修促進計画（第四次計画）」を策定する。

※1：社会資本整備審議会建築分科会建築物等事故・災害対策部会

2 策定の目的

綾川町耐震改修促進計画は、耐震改修促進法第6条に基づき、本町における住宅・建築物の耐震化を促進し、近い将来発生が予想される南海トラフを震源とする大規模な地震による建物の倒壊等によって発生する人的被害および経済的被害を軽減することを目的とする。

3 策定の位置付け

町第四次計画は、国の基本方針（建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針）および香川県が策定した県第四次計画を踏まえて、また、本町の「綾川町地域防災計画」に沿って作成する。

4 用語の定義

本計画で使用する主な用語について、以下のとおり定義するほか、特に定めのない場合は、耐震改修促進法、同法関係政省令及び関連告示の用語の例によるものとする。

用語	定義
耐震診断	建築物の地震に対する安全性を評価すること。
耐震改修	建築物の地震に対する安全性の向上を目的として、増築、改築、修繕、模様替え若しくは一部の除却又は敷地の整備をすること。
旧耐震基準	昭和56年6月1日の耐震基準の見直しがされる以前に工事着工した建築物に適用されていた耐震基準。
新耐震基準	昭和56年6月1日以降に工事着工した建築物に適用される耐震基準。
耐震性	耐震性の有無は、大規模な地震に対し、新耐震基準と同程度の耐震性能を有するか否かにより判定する。 耐震性を有する建築物は、ごくまれに発生する大規模な地震の振動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が低いと考えられる。

耐震化率	ある集団に含まれるすべての建築物のうち、耐震性を有するもの（新耐震基準によるもの、耐震診断の結果により耐震性を有するとされたもの、耐震改修を実施したもの）の割合。
------	---

5 本計画とSDGs

SDGs（Sustainable Development Goals）は、平成27年9月、国連サミットにおいて採択された、令和12年までに達成すべき国際社会全体の開発目標で、貧困の解消やジェンダー平等の実現など、17のゴールと169のターゲットで構成されており、「誰一人取り残さない」ことを理念に、経済、社会及び環境の三側面を不可分のものとして調和させ、持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現をめざすこととされている。

本計画は、大規模な地震による住宅・建築物の倒壊等から人的、経済的被害の軽減を図ることを目的としており、「11 住み続けられるまちづくりを」の理念と方向性が同じであり、本計画を推進することにより、SDGsの達成につなげていく。



6 計画の期間

この計画の期間は、令和8年度から、「県第四次計画」に定められている令和12年度までの5年間とする。なお、耐震化の進捗状況、社会情勢の変化等を踏まえて、必要に応じて計画の見直しを行い、計画の最終年度には、耐震化の目標や耐震改修の促進を図るための施策等について検証を行う。

7 想定される地震の規模と被害の想定

（1）被害想定の対象地震

被害想定の対象地震は、国が大規模地震として検討対象とした南海トラフ巨大地震のほか、政府の地震調査研究推進本部において、大きな被害をもたらす可能性の高い活断層帯とし長期評価している活断層のうち、本町に大きな被害を及ぼす可能性が高いと考えられる中央構造線断層帯と長尾断層帯を対象とした。

表1 綾川町の被害想定の対象地震

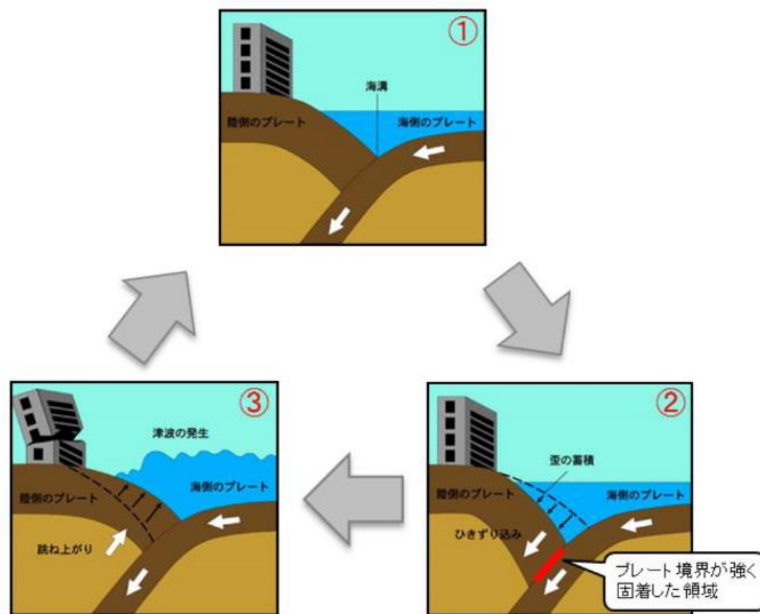
タイプ	海溝型地震※1		内陸地震（直下型地震）※2	
震源域	南海トラフ※3		③中央構造線 断層帯	④長尾断層帯
	①最大クラス (L2)	②発生頻度の高いもの (L1)		
規模	○(Mw9.0)	○(M8.6)	○(M8.0程度)	○(M7.3)
最大震度	6強	6弱	7	7
発生頻度	千年に1度あるいはそれよりもっと低い頻度	数十年から百数十年に1度	900~1,500年に1度	3万年に1度
発生確率 (30年以内)※4	—	60%~90%程度以上	1%以下※5	ほぼ0%

(出典：「香川県地震・津波被害想定調査報告書（令和7年9月版）」)

※1：海溝型地震

日本の太平洋沿岸の海底では、海側のプレートが陸側のプレートの下に沈み込んでいる。海側のプレートが沈み込む際にひずみが蓄積され、限界に達した時に陸側のプレートが跳ね上がり、地震が発生する。海溝型地震は規模が大きく、広範囲に影響を与え、津波を引き起こすことが多い。

図1-1 海溝型地震イメージ



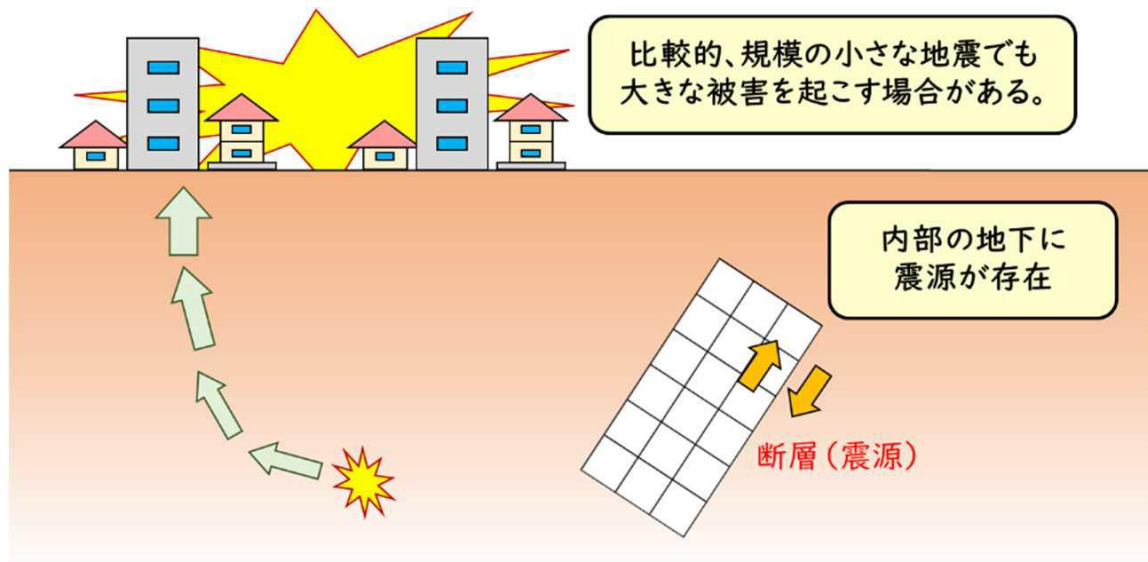
出典：南海トラフ地震の発生メカニズムの概念図（気象庁ホームページより）

※2：内陸地震（直下型地震）

内陸地震（直下型地震）は、内陸の地下で活断層がずれることで発生する。震源が地表に近い場合、比較的規模の小さな地震でも局所的に強い揺れが発生し、大きな被害を引き起こす場合もある。

被害想定の対象とする内陸部の断層は、国において評価がなされている中央構造線断層帯と長尾断層帯とした。ただし、現在の知見では見つけられない断層もある。

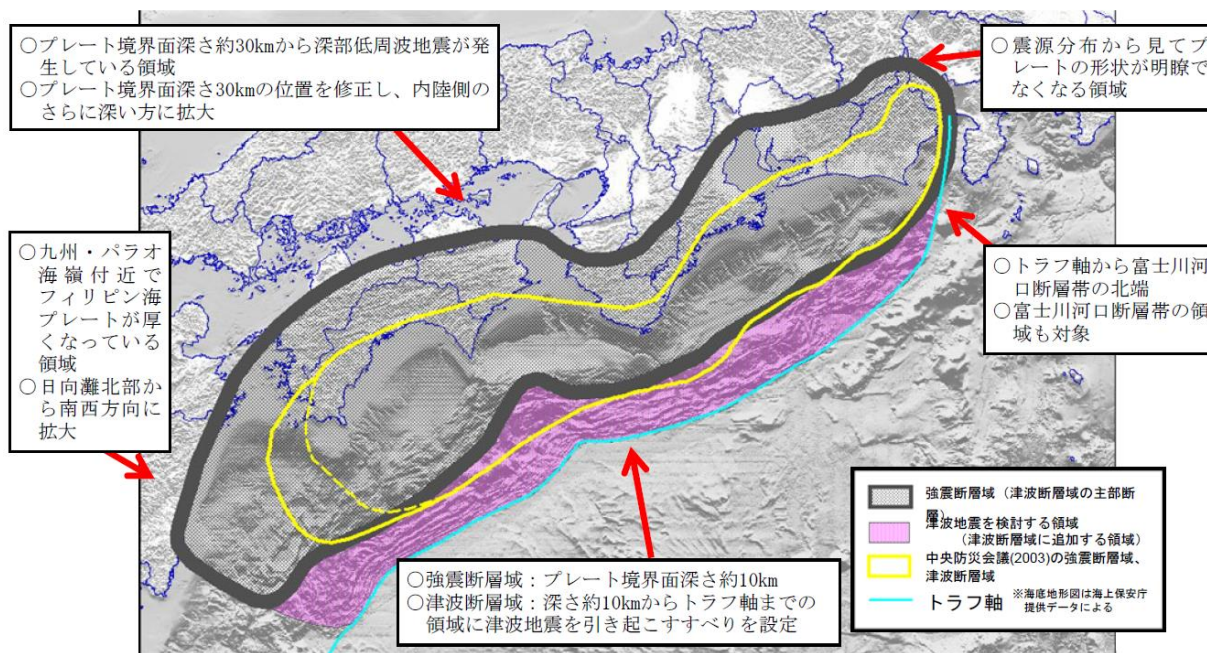
図1-2 内陸地震（直下型地震）イメージ



※3：南海トラフ

南海トラフ地震の想定震源域・想定津波波源域は、最新の科学的知見をもとに内閣府が設定している。

図1-3 南海トラフの巨大地震の新たな想定震源断層域



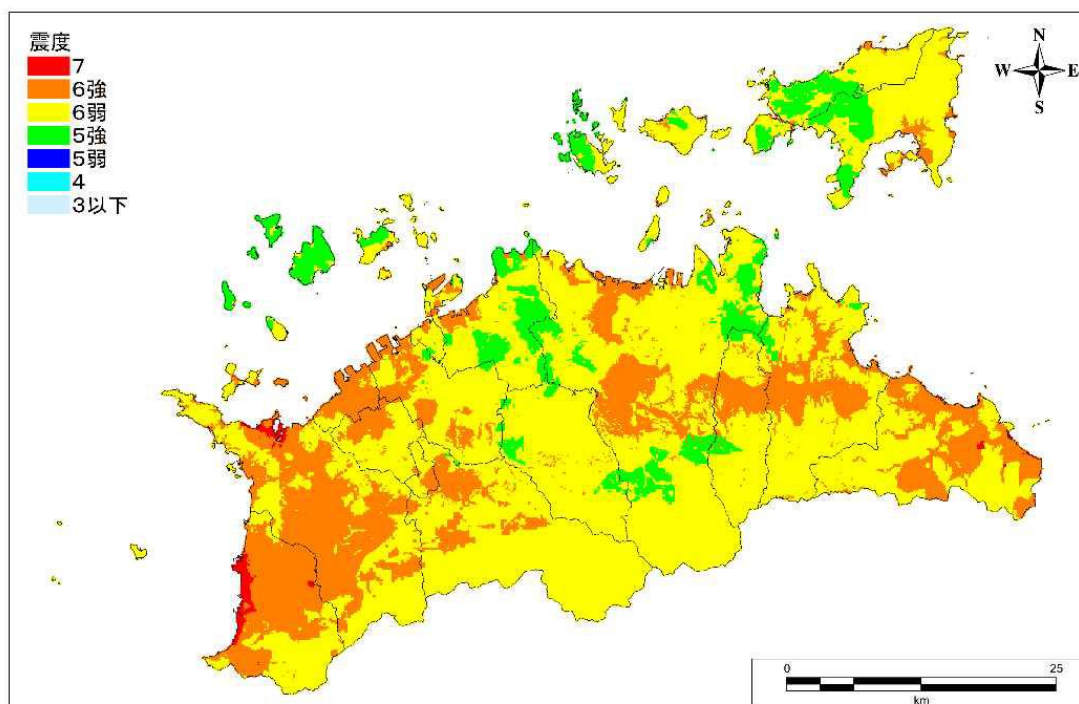
※4：発生確率（30年以内） 政府の地震調査委員会の公表によるもので、R7.1.1時点の数値である。

※5：讃岐山脈南縁東部区間の発生確率

(2) 地震動予測結果

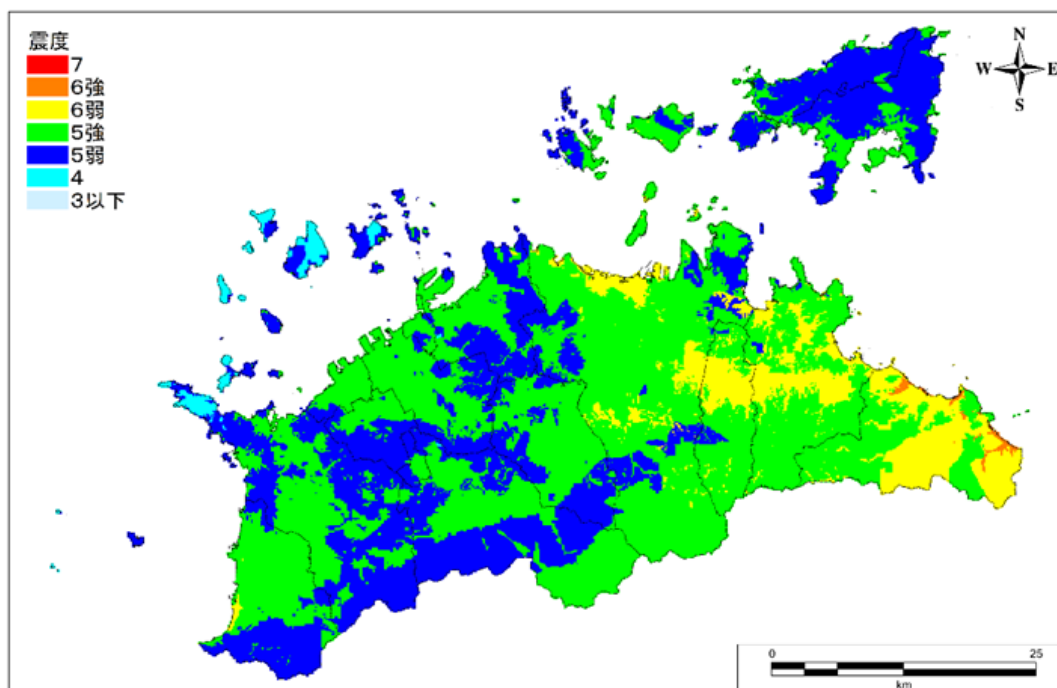
①南海トラフの最大クラスの地震（L2）

図1-4 南海トラフの最大クラスの地震（L2） 震度分布図



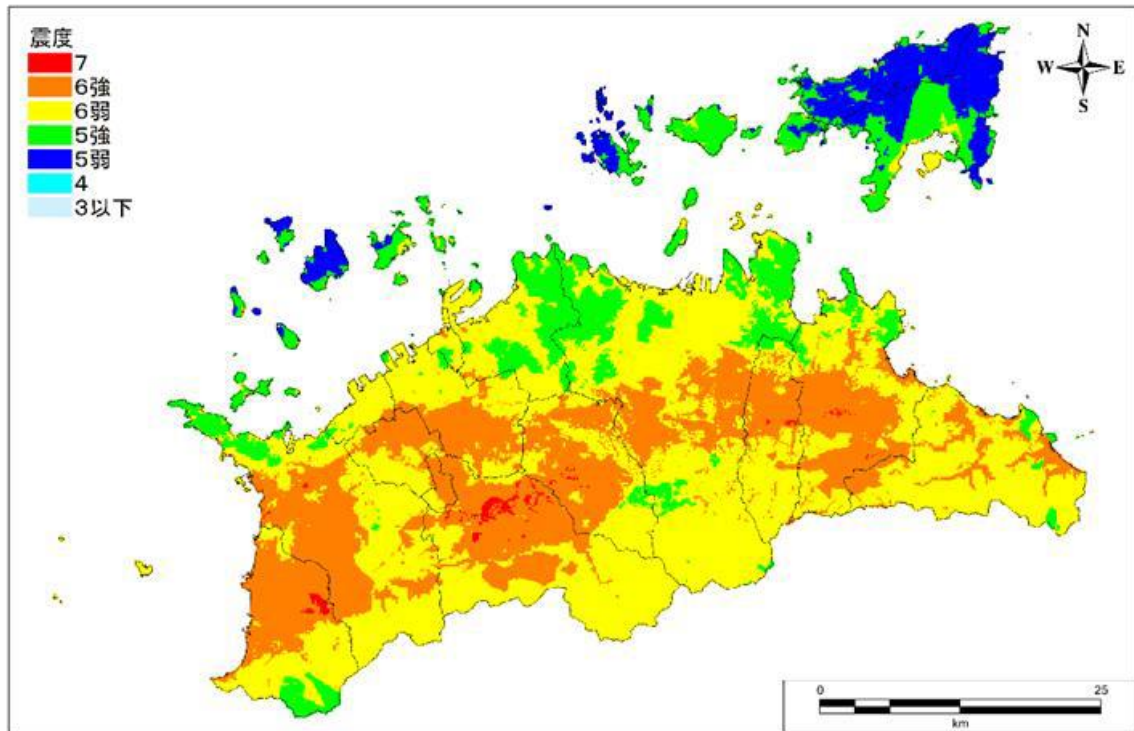
②南海トラフの発生頻度の高い地震（L1）

図1-5 南海トラフの最大クラスの地震（L1） 震度分布図



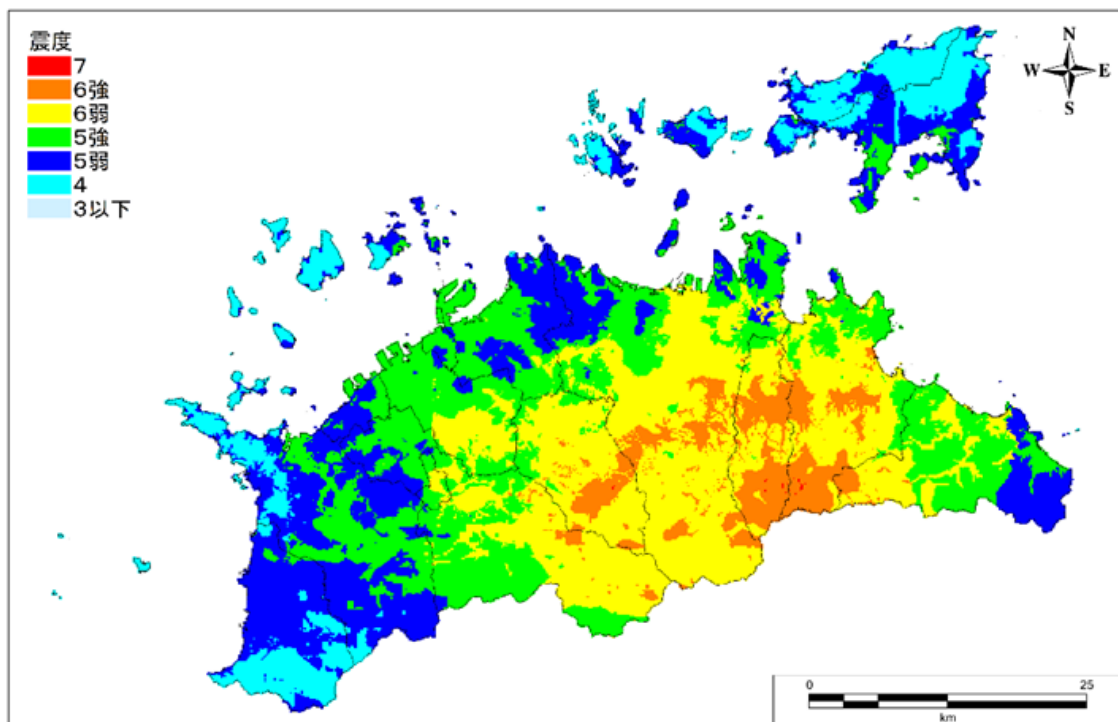
③中央構造線断層帯で発生する地震

図1-6 中央構造線断層帯で発生する地震 震度分布図



④長尾断層帯で発生する地震

図1-7 長尾断層帯で発生する地震 震度分布図



(3) 計画で想定する地震

本計画では、建築基準法における耐震基準の考え方や香川県地震・津波被害想定調査報告書（以下「報告書」という）の内容を踏まえ、想定する地震を①南海トラフの最大クラスの地震（L2）とした。

なお、報告書における①南海トラフの最大クラスの地震が発生した際の被害想定の概要は、以下のとおり。

表2 南海トラフの最大クラスの地震（L2）による被害想定

項目	被害想定結果	
震度分布	5強～6強	
建物被害 (全壊・焼失)	揺れ	180棟
	液状化	20棟
	合計	200棟
人的被害 (死者数) ※冬5時想定	建物倒壊	※
	うち屋内収容物移動・ 転倒・屋内落下物	※
	ブロック塀等自動販売機の 転倒、屋外落下物による被害	※
	災害関連死	※
人的被害 (負傷者数)	建物倒壊	230人
	うち屋内収容物移動・ 転倒・屋内落下物	20人
	ブロック塀等自動販売機の 転倒、屋外落下物による被害	※
	自力脱出困難者（冬5時 想定）	30人

「※」はわずかながら被害（10未満）がある

（出典：「香川県地震・津波被害想定調査報告書（令和7年9月版）」

第2章 住宅・建築物の耐震化の現状と目標

1 住宅の耐震化の現状

令和5年の住宅・土地統計調査（総務省統計局）では、本町調査対象区域の住宅は、8,590戸となっている。

建設年代別に見ると、昭和56年以降の新耐震基準に従って建設された住宅が、約6,240戸（73%）あり、それ以外の約2,350戸（27%）が旧耐震基準に従って建築された住宅である。令和2年度に新たに示された国の推計方法により推計を行うと、この約2,350戸のうち、およそ1,170戸は耐震性を有していると考えられる。

このことから、町内の住宅のうち、約7,410戸が耐震性を有しており、令和5年の住宅の耐震化率は、約86%と推計した。

表3 住宅の耐震化の現状【戸数】

	平成20年	平成25年	平成30年	令和5年
総戸数	8,290戸	8,180戸	8,880戸	8,590戸
耐震性あり	4,720戸	5,896戸	7,307戸	7,408戸
耐震性なし	3,570戸	2,284戸	1,573戸	1,182戸
耐震化率	56.9%	72.1%	82.3%	86.2%

（総務省「住宅・土地統計調査」を基に、国土交通省から提供された手法により推計）

参考) 香川県全域の住宅耐震化の進捗状況

	平成20年	平成25年	平成30年	令和5年
総戸数	37.3万戸	38.7万戸	39.8万戸	39.9万戸
耐震性あり	26.9万戸	29.0万戸	32.8万戸	34.5万戸
耐震性なし	10.4万戸	9.7万戸	7.0万戸	5.4万戸
耐震化率	72%	75%	82%	86%

（香川県耐震改修促進計画（第四次計画）より抜粋）

本町と香川県全域の住宅耐震化率を比較すると、同程度の耐震化率となっており、これまでの住宅の耐震化対策が一定の効果は発揮していると考えられるが、今後さらなる対策の強化、加速化が求められる。

2 建築物の耐震化の現状

町第三次計画において多数の者が利用する公共施設等の建築物について耐震化率95%を基本の目標とし、防災拠点施設は耐震化率100%を目標としていた。計画期間における耐震化率の推移は表4のとおりである。

表4 公共施設等の耐震化率の推移（単位：％）

用 途		平成28年度末	令和3年9月末	令和8年2月末
社会福祉施設	全施設	100	100	100
文教施設 (校舎 ・体育館)	全施設	97	100	100
	(うち防災拠点)	100	100	100
庁舎	全施設	100	100	100
	(うち防災拠点)	100	100	100
公民館	全施設	83.3	83.3	91.7
	(うち防災拠点)	83.3	83.3	91.7
体育館	全施設	100	100	100
	(うち防災拠点)	100	100	100
診療施設	全施設	100	100	100
	(うち防災拠点)	100	100	100
消防本部・消防署		100	100	100
公営住宅等		100	100	100
その他	全施設	68.8	76.9	83.3
	(うち防災拠点)	66.7	83.3	88.9
合 計		92.9	93.7	95.6
(うち防災拠点)		88.2	89.5	96.2

次に令和7年9月末における公共施設等の用途別の対象棟数や耐震化の状況は表5のとおりとなっている。

表5 公共施設等の耐震化の現状

用途	対象棟数	耐震改修が必要な棟数			耐震性があるもの	耐震化率(%)	
			耐震改修済件数	耐震改修未実施			
社会福祉施設	全施設	11	1	1		11	100
文教施設 (校舎・体育館)	全施設	26	18	18		26	100
	(うち防災拠点)	26	18	18		26	100
庁舎	全施設	2	1	1		2	100
	(うち防災拠点)	1	1	1		1	100
公民館	全施設	12	5	4	1	11	91.7
	(うち防災拠点)	12	5	4	1	11	91.7
体育館	全施設	2				2	100
	(うち防災拠点)	2				2	100
診療施設	全施設	7				7	100
	(うち防災拠点)	3				3	100
消防本部・消防署		1	1	1		1	100
公営住宅等		28				28	100
その他	全施設	24	12	8	4	20	83.3
	(うち防災拠点)	9	5	4	1	8	88.9
合計		113	38	33	5	108	95.6
(うち防災拠点)		53	29	27	2	51	96.2

(令和8年2月末現在)

3 耐震化を図るべき建築物及び目標

(1) 住宅

生活基盤である住宅の耐震化を行うことは、大地震が発生した際に、住宅の倒壊の防止や被害を軽減することができ、生命や財産を守ることはもとより、早期の支援が届きにくい中でも、できるだけ早く通常の暮らしに戻るために、様々なリスクやストレスを抱えての避難所生活ではなく、住み慣れた我が家で過ごす（＝在宅避難）を可能とするために、欠かすことのできない備えであるといえる。

加えて、災害発生後の応急対応やがれき撤去の復興作業など、社会全体の負担を軽減するための、減災の取組みの大きな要素でもあることから、引き続き、住宅の耐震化を積極的に促進する。

こうした住宅の耐震化の緊急性を考慮し、県第四次計画においては、令和12年までに住宅の耐震化率を92%以上となる事を目標にしていることから、本町でも同じ令和12年度末までに92%以上となることを目標とする。

(2) 多数の者が利用する建築物

本計画では、多数の者が利用する公共施設等の耐震化率について、これまでの各種取組みの効果や老朽化している建築物の耐震改修、建替え、除却などの状況を踏まえ、令和12年度末までにおおむね解消※となることを目標とする。。また、大地震時に機能すべき災害対策の拠点になる施設は、引き続き耐震化率100%を目標とする。

※「おおむね解消」とは、100%に近い状態を目指すことを目標とする。

第3章 建築物の耐震診断および耐震改修の促進を図るための施策に関する事項

1 今後の取組みの方向性

住宅・建築物の耐震化をより一層促進するためには、【普及啓発】【財政的支援】【相談・実施体制の整備】を連動させながら、取り組んでいくことが重要である。

また、大規模地震に備えるためには、住宅の所有者本人だけでなく、家族や近隣、学校、企業、また高齢者を日常的に支える専門家など、より多くの方に「住まいの耐震化」を地域全体の課題として捉え、減災・防災対策の柱として、様々な場面で考えてもらうよう、関係者とも連携した普及啓発に取り組むことが必要であり、地域の実情に応じたきめ細やかな取組みを進めることとする。

2 役割分担

建物の所有者が自らの責任においてその安全性を確保することが、建物の防災対策上重要であり、また、大規模地震によって生じる甚大な被害の軽減対策として有効であるという基本的な認識に基づき、香川県、本町並びに、(一社)香川県建築士会、(一社)香川県建築士事務所協会及び(一社)香川県建設業協会などの建築関係団体は、以下の役割に応じて相互に連携を図りながら、住宅・建築物の所有者とともに、耐震化を推進するものとする。

(1) 県の役割

県は、市町や建築関係団体などと連携し、広域自治体として県全体の視点から各種施策に取り組むほか、市町が実施する耐震化の取組みに対して支援をする。

①香川県耐震改修促進計画の策定

- ◇ 県の実情に応じた住宅・建築物の耐震化を促進するための県計画の策定
- ◇ 施策等の進捗状況の検証及び分析結果の公表並びに必要な応じた見直しや更新
- ◇ 市町の耐震改修促進計画の策定及び適切な更新等の促進
- ◇ 特定既存耐震不適格建築物の所有者等に行う指導・助言・公表等の実施
- ◇ 「香川県市町住宅耐震化緊急促進アクションプログラム」※1（以下「アクションプログラム」）のPDCA管理・とりまとめ調整

※1：補助事業を実施する市町が住宅の耐震化を緊急的に促進するための計画

②耐震診断、耐震改修の促進

- ◇ 県有施設の耐震診断、耐震改修の実施
- ◇ 県有施設以外の公共施設の耐震診断、耐震改修の促進
- ◇ 民間住宅・建築物の耐震診断、耐震改修の促進
- ◇ 民間住宅の耐震診断・耐震改修等への間接補助（耐震性がない住宅の簡易な耐震

改修費用や耐震ベッド及び耐震シェルターの設置費用に対する間接補助も含む。)

- ◇ 緊急輸送道路沿道建築物の耐震診断・耐震改修等への間接補助
- ◇ 要緊急安全確認大規模建築物の耐震改修等への間接補助
- ◇ 要安全確認計画記載建築物の耐震診断・耐震改修等への間接補助
- ◇ 要安全確認計画記載建築物に対する耐震診断及びその結果の所管行政庁への報告の義務付け、結果の公表
- ◇ コンクリートブロック塀などの倒壊防止対策の指導
- ◇ 窓ガラス、外装材、内装材、広告塔等（以下「窓ガラス等」という。）落下のおそれのあるものの落下防止対策の指導
- ◇ 大規模空間に架かる天井（人が日常立ち入る場所に設置されている吊り天井で、高さが6 mを超える天井の部分で、水平投影面積が200 m²を超えるもの、かつ、構成部材等の単位面積質量が2 kg/m²を超えるもの。以下「特定天井」という。）の脱落防止対策
- ◇ 建築設備の耐震対策の指導
- ◇ 家具の転倒防止対策の啓発
- ◇ 法に基づく建築物の耐震改修の計画の認定
- ◇ 法に基づく建築物の地震に対する安全性に係る認定
- ◇ 法に基づく区分所有建築物の耐震改修の必要性に係る認定
- ◇ 法に基づく特定既存耐震不適格建築物の所有者に対する指導等
- ◇ 建築基準法（昭和25年法律第201号）第10条に基づく勧告等

③普及、啓発等

- ◇ 相談窓口の設置及び運営
- ◇ 市町に対する相談窓口の設置、運営に関する指導
- ◇ 耐震化に関するパンフレット等の作成及び配布
- ◇ 耐震化に関する情報の提供
- ◇ 住宅の耐震化、家具の転倒防止や感震ブレイカーの設置、備蓄、非常用持出品の準備など防災意識の向上を図る県民向けの講座の開催
- ◇ 省エネ改修やバリアフリー改修の機会を捉えた耐震改修の実施の案内
- ◇ 昭和56年6月1日以降の基準で、平成12年5月31日以前に建築された木造住宅について、耐震性能検証の実施の促進

④市町及び建築関係団体との連携による普及啓発

- ◇ 耐震診断・耐震改修を担う人材育成や技術力向上を図るため、耐震診断・耐震改修の講習会の開催や耐震改修の工法の普及
- ◇ 「低コスト工法」※2の普及啓発
- ◇ 市町との連携体制の構築による耐震診断・耐震改修の情報提供及び知識の普及・啓発
- ◇ 市町への技術的支援のための、県に耐震化相談窓口を設置
- ◇ 市町が行う施策への協力や市町間での情報共有

- ◇ 建築関係団体が行う施策への協力
- ◇ 耐震診断・耐震改修を実施可能な事業者の名簿の作成及び縦覧

(2) 本町の役割

本町は、基礎的自治体として地域住民の生命と財産を保護する取組みを含め、地域の実情に応じた施策に取り組む。

① 耐震改修促進計画の策定

- ◇ 地域の実情に応じた住宅・建築物の耐震化の促進をするための計画の策定
- ◇ 町計画に基づく施策等の進捗状況の検証や必要に応じた見直し、更新支援制度の創設の検討
- ◇ 「アクションプログラム」の策定とP D C Aの実行（取組み、進捗状況の把握や検証）

② 耐震診断、耐震改修の促進

- ◇ 町有施設の耐震診断、耐震改修の実施
- ◇ 民間住宅の耐震診断・改修等への補助
- ◇ 民間建築物の耐震診断、耐震改修の促進
- ◇ 民間危険ブロック塀等除却への補助
- ◇ 県が実施するコンクリートブロック塀の転倒防止対策、窓ガラス等の落下防止対策及び建築設備の耐震対策の指導への協力
- ◇ 家具の転倒防止対策や感震ブレーカーの設置の促進

③ 普及、啓発等

- ◇ 耐震化に関する相談窓口の設置及び運営
- ◇ 耐震化に関する情報の提供
- ◇ 自治会組織を活用しての耐震化の啓発
- ◇ 建築士をはじめとした専門家に個別に相談できる機会の定期的な提供

④ 県及び建築関係団体との連携による普及啓発

- ◇ 県が実施する耐震診断、耐震改修に関する講習会への協力
- ◇ 大規模地震に備えるべきことに関する県、消防部局等の連携による幅広い媒体を活用した積極的な広報活動の実施
- ◇ 火災予防や家具の転倒防止等の総合的な普及啓発
- ◇ 地震防災マップの作成や地域防災の情報提供の充実
- ◇ 自治会との連携及び相互協力
- ◇ 各地域の実情に応じた耐震診断・耐震改修を担う人材育成
- ◇ 自治会、自主防災組織、社会福祉協議会、学校等地域に根ざした共同体との連携構築

(3) 建築関係団体の役割

建築関係団体は、専門的知見や人材ネットワークなどを活用し、県や市町と連携を図りながら、各種施策への協力を行う。

①耐震診断、耐震改修の促進

- ◇ 民間住宅・建築物の耐震診断、耐震改修の促進
- ◇ 県及び所管行政庁が実施するコンクリートブロック塀の倒壊防止対策、窓ガラス等の落下防止対策及び建築設備の耐震対策の指導への協力
- ◇ 家具の転倒防止対策の指導への協力

②普及、啓発等

- ◇ 相談窓口の設置及び運営
- ◇ 耐震化に関するパンフレット等の配布
- ◇ 耐震化に関する情報の提供

③技術者の養成

- ◇ 耐震診断、耐震改修に関する講習会の開催など会員の技術力向上
- ◇ 耐震改修の工法開発

(4) 建築物の所有者の役割

建築物の所有者等は、地震発生危険性やその予測される程度などを、正しく知り、普段からどのように備えておけばよいのか、知っておくほか、所有建築物の耐震化に努める。

①耐震診断、耐震改修等の実施

- ◇ 住宅・建築物の耐震診断
- ◇ 耐震診断の結果に応じた耐震改修
- ◇ 総合的な対策として、コンクリートブロック塀の倒壊防止対策、窓ガラス等の落下防止対策
- ◇ ブロック塀などの安全点検
- ◇ 建築設備の耐震対策
- ◇ 地震に備え、地震保険の加入や家具の転倒防止対策の実施

2 耐震診断・耐震改修の促進に係る基本的な取組み方針

(1) 自ら所有または管理する住宅等に対する支援の方針

町は、自ら所有または管理する住宅等の耐震化を促進するため、アクションプログラムに基づき、次のような支援を行う。

- ◇ 住宅の耐震化に対する補助
- ◇ 耐震化事業に対する補助制度や融資制度の紹介
- ◇ 耐震化に関する情報の提供

◇ 建築士をはじめとした専門家に個別に相談できる機会の定期的な提供

(2) 重点的に耐震化すべき地域、地区

◇ 綾川町地域防災計画に定める緊急輸送道路および優先啓開路線（以下、「緊急輸送道路等」という。）の沿道地域

(3) 重点的に耐震化すべき建築物

- ◇ 住宅
- ◇ 災害時に応急対策指揮・実行・情報伝達施設となる庁舎等
- ◇ 災害時に避難者収容施設となる学校、公民館、体育館等
- ◇ 災害時に救護施設となる病院
- ◇ 災害時に要援護者施設となる社会福祉施設等
- ◇ 災害時に一時居住施設となる公営住宅等
- ◇ 緊急輸送道路等の沿道建築物において、倒壊により道路を塞ぐ可能性がある建物

(4) 地震発生時に通行を確保すべき道路

◇ 緊急輸送道路等

3 耐震診断および耐震改修の啓発ならびに知識の普及

(1) 相談体制の整備・情報の提供

耐震診断および耐震改修の啓発ならびに知識の普及を図るため、耐震診断等相談窓口を設置し、耐震診断等の具体的な方法を紹介する。

(2) 耐震化に関するパンフレット等の配布

各種のチラシ、パンフレット等を窓口に常備し、配布する。また、耐震に関する重要な内容や最新の情報については、ホームページ、広報を通じて、町民に広く普及していくよう努める。

(3) 自治会等との連携

地震対策の基本は「自らの命は自ら守る」「自らの地域は皆で守る」であり、地域が連携をして地震対策を講じることが重要である。町は、自治会や自主防災組織等に対し耐震化の啓発のため「綾川町防災訓練」などを実施し、啓発に努める。

(4) 地震保険への加入の促進

地震により家屋が倒壊や損傷を受けた場合に、所有者は多額の損害を負うことになり、これに備えて地震保険に加入することは大切であると考えられるので地震保険の加入を啓発する。

4 地震時の建築物の安全対策に関する事項

(1) 危険なブロック塀等の転倒防止対策

昭和53年6月に発生した宮城県沖地震では、コンクリートブロック塀の転倒によって多くの死傷者が出た。

コンクリートブロック塀は特に住宅密集地域に多くあり、転倒した場合には避難時の妨げになるのみならず、その下敷きになって死傷する可能性がある。このため、特に緊急輸送道路等や通学路に沿って存在しているコンクリートブロック塀について重点的に安全対策を講じる必要がある。具体的には、県及び建築関係団体に協力し、自治会組織や広報紙を通して危険なコンクリートブロック塀の安全対策の啓発に努める。

(2) 屋根ふき材等の落下防止対策

平成13年3月に発生した芸予地震及び平成15年9月に発生した十勝沖地震では、体育館等の天井が落下し負傷者が出た。このため、このような大規模空間に架かる天井などの屋根ふき材等の落下の危険性を町民に周知し啓発を行う必要がある。また、緊急輸送道路等や通学路に面する建築物の屋根ふき材等の安全対策の啓発も重要になる。

具体的には、県及び高松市消防局に協力し、建築物防災査察等により屋根ふき材等の落下防止対策について啓発に努める。

(3) 建築設備の耐震対策

大地震により、その建築物が崩壊や倒壊を免れたとしても、電気設備、給排水設備、空調設備等の建築設備が被害を受ければ、その建築物は機能しなくなる。特に、防災上重要な施設については建築設備の耐震対策も重要である。このため、建築設備の耐震化の重要性について町民に周知し、啓発を行う。

(4) 家具の転倒防止対策

高さが高い家具については地震時に転倒するおそれがあり、避難時の妨げになる。また、場合によっては、死傷する可能性がある。このため、家具の固定等の転倒防止対策について自治会組織や広報紙を通して情報提供するとともに、家具類転倒防止器具の設置について補助を行う。

(5) エレベーターの地震防災対策

平成17年7月の千葉県北西部を震源とする地震では、1998年に改訂された「昇降機耐震設計・施工指針」（以下、「昇降機改訂耐震指針」という。）を満たしていないエレベーターに多くの故障や損傷が見られた。このため、昇降機改訂耐震指針を満たしていないエレベーターについては、この指針と同等の耐震化を図ることが望ましく、また、地震時管制運転装置が設置されていないエレベーターについては、これを設置することが望まれる。このことから、過去の定期調査で昇降機改訂耐震指針を満たしていないものおよび地震時管制運転装置が設置されていないと報告のあったエレベーターの所有者や管理者に対し改善指導を行う所管行政庁に協力する。

第4章 耐震診断・耐震改修等の促進を図るための支援策

1 助成制度

(1) 助成制度の概要

現状の耐震化率を目標値に達成させるためには、昭和56年5月以前に建築された旧耐震基準による住宅・建築物の耐震診断及び耐震改修等を促進する必要がある。

このため町では、国、県の助成制度を活用し、町の予算の範囲内で、昭和56年5月31日以前に建築された旧耐震基準による既存住宅の耐震診断及び耐震改修に対する助成を行う。

(2) 内容等

助成制度の内容については、別途要綱等において定める。

2 税制度

対象	主な要件等
改修	<p>◇耐震改修促進税制</p> <p>○住宅</p> <ul style="list-style-type: none"> ・所得税：令和7年12月31日までにを行った耐震改修工事に係る標準的な工事費用相当額の10%相当額（上限25万円）をその年分の所得税から控除 ・固定資産税：令和8年3月31日までに耐震改修工事を行った住宅の固定資産税額を1年間1/2に減額（特に通行障害既存耐震不適格建築物である住宅の耐震改修は2年間1/2に減額） <p>○建築物</p> <ul style="list-style-type: none"> ・固定資産税：法により耐震診断が義務付けられている建築物で耐震診断が報告されたものについて、令和5年4月1日から令和8年3月31日までの間に政府の補助を受けて耐震改修工事を行った場合、固定資産税額を2年間1/2に減額（耐震改修工事費の2.5%が限度） <p>◇住宅ローン減税</p> <ul style="list-style-type: none"> ・所得税：10年間、ローン残高の0.7%を所得税額から控除（現行の耐震基準に適合させるための工事で、100万円以上の工事が対象）

第5章 公共施設の耐震化に関する事項

1 耐震化を図る建築物

町有施設について、地震などの大規模な災害が発生した場合に、救援、救護等の災害応急活動の拠点となる防災対策上重要な次の施設（防災拠点施設）を優先的に、耐震化を推進する。

- ① 災害応急対策指揮・実行・情報伝達施設
 - ・災害本部設置庁舎・支所等
- ② 避難場所に指定されている施設
 - ・体育館、公民館 等
- ③ 救護施設
 - ・病院、診療所、保健センター等
- ④ 要援護者施設・社会福祉施設 等
- ⑤ 消防署

2 耐震化に努める建築物

(1) 多数のものが利用する建築物

耐震改修促進法第14条第1項第1号に掲げる多数の者が利用する一定規模以上の建物（特定既存耐震不適格建築物）の所有者は、耐震診断を行い、必要に応じ、当該建築物について耐震改修を行うよう努めるものとする。

(2) その他の町有施設

その他の町有建築物についても、その施設の使用状況等を勘案の上、必要に応じて耐震性の確保を図るものとする。